

3	運行管理者の職務権限	64
4	運行管理者の講習について	64
5	運行管理者の資格取り消しについて	65
6	運行管理者の業務	
(1)	運行管理者の業務	66
(2)	乗務員の健康状態の把握（運行管理者の役割）	70
(3)	点呼	
ア	点呼の実施要領	71
イ	点呼の記録	72
ウ	I T点呼	76
エ	他営業所点呼	79
オ	同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業の点呼	80
カ	受委託点呼	81
(4)	運行指示書	82
(5)	乗務記録（運転日報）	88
(6)	運行記録計による記録と管理	93
(7)	運転者台帳	96
(8)	乗務員の指導及び監督	100

第5章 整備管理者制度

1	整備管理者制度の目的	102
2	整備管理者の選任	
(1)	整備管理者の選任	102
(2)	整備管理者の選任届等	102
(3)	整備管理者の資格要件	104
(4)	整備管理者補助者の選任	105
(5)	解任命令	105
(6)	整備管理者の兼職	105
(7)	整備管理者の外部委託の禁止	106
3	整備管理者の職務権限	
(1)	整備管理者の職務権限	106
(2)	整備管理規程	106
4	整備管理者の研修について	107
5	点検等の施設について	107
6	整備管理者の業務について	
(1)	整備管理者の業務内容	109
(2)	日常点検整備	110
(3)	定期点検整備	114

第6章	労働時間規制の理解のために	
1	労働時間等の定義	117
2	改善基準の概要	121
3	就業規則の届出	124
4	時間外・休日労働に関する協定書（36協定）の届出	125
第7章	運送事業者として知っておきたいこと	
1	表示、掲示事項（約款、運賃含む）	130
2	届出、諸報告	130
3	事業計画に変更はありませんか？	130
4	労務管理は適切ですか？	130
5	経理・営業関係は適切ですか？	131
第8章	適正化事業実施機関の役割	
1	適正化事業指導員の職務	132
2	貨物自動車運送事業者巡回指導時の指導項目	134
3	自主点検表	135
付録		
1	関係帳票類の保存期間等	付録-1
2	関係法令のHPへのリンク先	付録-2
3	北海道トラック協会HPの適正化関連資料等について	付録-3
お願い	意見記入用のFAX用紙	お願い

第1章 貨物自動車運送事業とは

性格

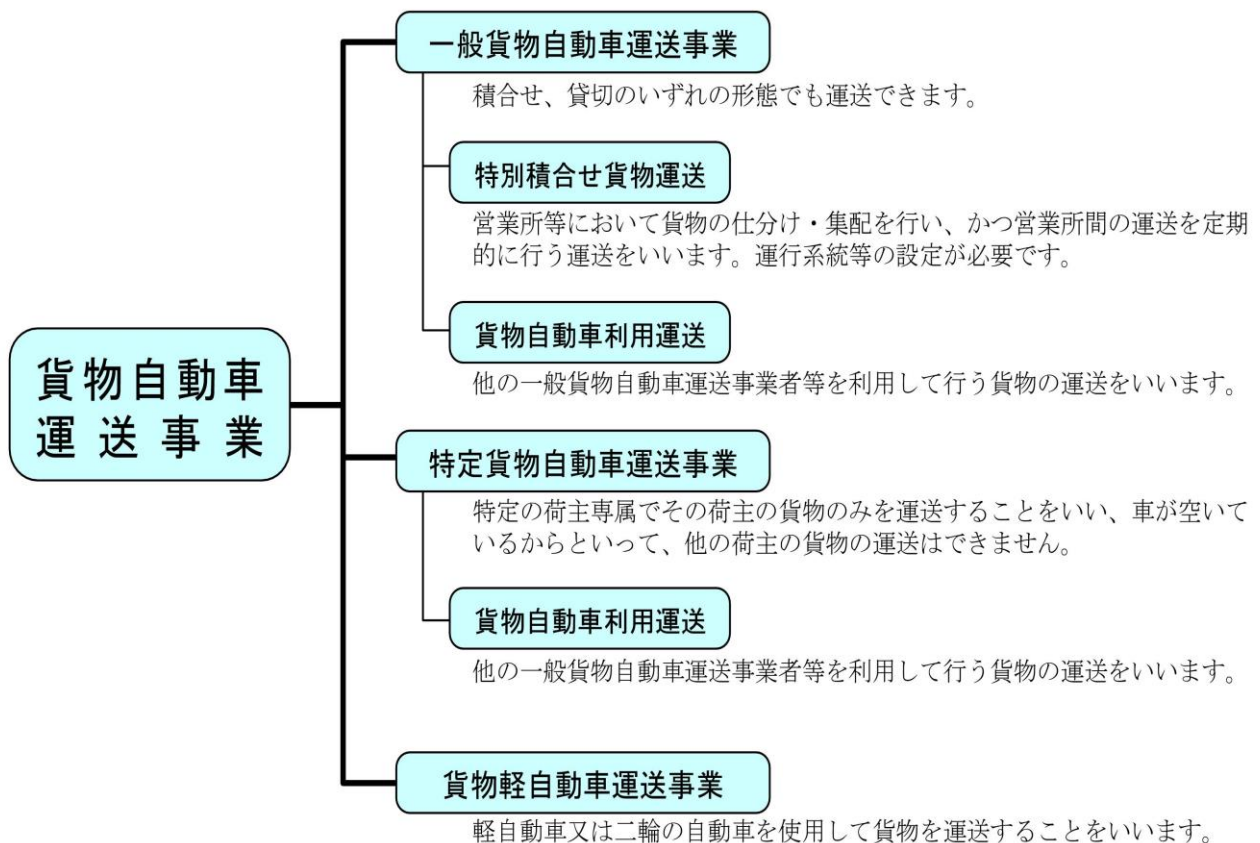
国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かすことができない公共的な事業として重要な役割を担っています。

義務

貨物自動車運送事業を行うには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の許可を受ける必要があります。また、事業の実施にあたっては、本法律を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、運送の安全を確保することなどの義務が生じます。

1 事業の種類

貨物自動車運送事業は、次の種類に分かれます。



2 運賃・料金、運送約款

(1) 「運賃」「料金」の定義

ア 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

イ 運賃の基本的な種類としては、

- (ア) 積合せ運賃……積合せ貨物輸送（特別積合せ貨物運送を含む）による貨物の運送に適用する運賃（宅配便運賃及びメール便運賃を除く。）
- (イ) 宅配便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行う運送に適用する運賃
- (ウ) メール便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送による書籍雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送り人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為が終了する運送に適用する運賃
- (エ) 貸切運賃……車両を貸し切って行う貨物の運送に適応する運賃（引越運賃及び特殊運賃を除く。）
- (オ) 引越運賃……車両を貸し切って行う引越貨物の運送に適応する運賃
- (カ) 特殊運賃……特殊な構造を有する車両を使用して行う運送その他の特殊貨物の運送に適用する運賃

（具体例）

国際海上コンテナ運賃・郵便物運賃・航空貨物運賃・馬匹運賃
タンク車運賃・霊柩運賃・清掃運賃・鋼材運賃・ダンプ運賃

ウ 料金

貨物運送事業における「料金」とは、次の(ア)及び(イ)のとおりとする。

- (ア) 貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって、以下a～cに掲げるもの。
 - a 積込料又は取卸料
貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価
 - b 待機時間料
車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

c 附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

- (イ) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により、増加する費用を賄うために収受するためのもの。

料金については、それぞれの運賃に対応して、その運賃だけでは一律に収受しがたい運送サービスについて、利用者にわかりやすい内容で設けることとされています。

一般消費者が契約の当事者となる運送に係る運賃及び料金については、引き続き揭示義務が課されることとなっているので、宅配便・引越・霊柩等に係る運賃及び料金については、従前のおり揭示することになっています。

(2) 運賃料金は貨物自動車運送事業報告規則により事後届出制

運賃料金を設定又は変更しようとする場合は、貨物自動車運送事業報告規則に基づき、設定又は変更後 30 日以内に届出することになりました。

多種多様な運賃及び料金に対して、問題があると判断される場合には、事業改善命令が発動されますが、運賃及び料金に対する事業改善命令の発動に係る事例として、

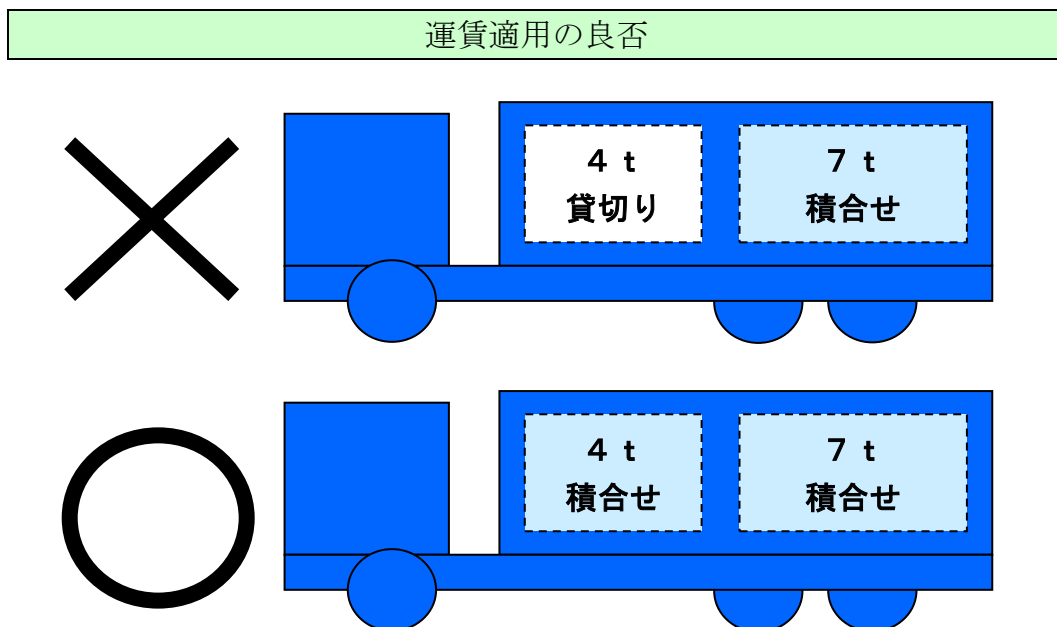
- ア 荷主に対し不当な差別的取扱となるおそれがある場合
 - イ 他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合
 - ウ 社会経済情勢に照らし不当に高すぎる運賃・料金の場合
 - エ 宅配、引越等個人を対象とする運賃・料金について、利用者が安易に理解する事が困難なものや利用者に不測の損害を与えるおそれがある場合
- などが、考えられます。

ここに注意！

一般貨物自動車運送事業者は、1台の車両に1荷主の貨物だけを積む貸切り運送も、複数の荷主の貨物を一緒に載せる積合せ運送もできますので、積載効率を考慮して使い分ける必要があります。

しかし、1台のトラックを貸切りにするか積合せにするかは自由ですが、貸切りの時は「貸切運賃」、積合せの時は「積合せ運賃」を収受しなければなりません。

つまり、11t車に1件4tの貨物を積み、その他小口の貨物を積んだ場合、4tの貨物を4t車を使ったつもりで4tの「貸切運賃」を適用し、残り7tの「積合せ運賃」を適用することはできないので注意してください。



(3) 運送約款

運送約款は、荷主との商取引で重要な役割を果たします。運送事業者として運送を拒絶することができる貨物（大量の火薬、劇薬などの危険物）や、荷主との補償問題が発生した場合の対処方法など、約款を熟知していないととんだトラブルとなることもあります。

一般的には、「標準貨物自動車運送約款」「標準宅配便運送約款」「標準引越運送約款」が使われています。これによらず独自に約款を設ける場合は、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

また、運送約款は、その内容が利用者にわかるように**営業所内等に掲示することが義務付けられています。**

点 呼 等	乗務前点呼 ☆第7条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 乗務開始前に、対面により①酒気帯びの有無、②疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③日常点検の実施又はその確認について報告を求め、運行の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法) 優良事業所においては、対面による点呼と同等の効果を有するものとして、国土交通大臣が定めた機器により行うことができる。
	乗務後点呼 ☆第7条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 乗務終了後に、対面により自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に自動車、道路及び運行状況についての通告の報告を求め、及び酒気帯び有無の確認を行わなければならない。 優良事業所においては対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器により行うことができる。
	中間点呼 ☆第7条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 乗務前及び乗務後の点呼(国土交通大臣が定めた機器による方法含む)がいずれも対面で行えない場合は、乗務の途中で少なくとも1回電話等により①酒気帯びの有無、②疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。
	アルコール検知器 ☆第7条第4項	<ul style="list-style-type: none"> アルコール検知器を各営業所に備え付け、常時有効に保持すること。 乗務前及び乗務後並びに中間点呼の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。 <p>なお、やむを得ない場合で、対面ではなく電話等で点呼する場合は、携帯型アルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話等で報告させなければならない。</p>
	点呼記録 ☆第7条第5項	<ul style="list-style-type: none"> 乗務前、乗務後、中間点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示したときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、その記録を1年間保存しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示。 点呼の日時 点呼の方法 その他必要な事項 <p>(細部は、67頁ク項、72頁イ項を参照)</p>

乗務記録	乗務等の記録 ☆第8条	<p>・乗務を行った運転者ごとに、次の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p> <p>① 運転者の氏名</p> <p>② 登録番号その他自動車を識別できる表示</p> <p>③ 乗務の開始・終了の地点・日時・主な経過地点及び乗務した距離</p> <p>④ 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時</p> <p>⑤ 休憩又は睡眠した場合にあっては、その地点及び日時</p> <p>⑥ 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の車両に乗務した場合は、</p> <p>イ 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等</p> <p>ロ <u>荷主の都合により集貨又は配達を行った地点</u>（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、</p> <p>i 集貨地点等</p> <p>ii 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時</p> <p>iii 集貨地点等に到着した日時</p> <p>iv 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時</p> <p>v 集貨地点等で貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時</p> <p>vi 集貨地点等から出発した日時</p> <p>注：集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下、「待機時間」という。）が<u>30分未満の場合</u>は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。</p> <p>⑦ 道路交通法第72条第1項の事故若しくは自動車事故報告規則第2条の事故、著しい運行の遅延その他異常な状態及びその原因</p> <p>⑧ 運行指示書の指示内容</p>
運行記録計	運行記録計による記録 ☆第9条	<p>・次の自動車にあっては、瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録しなければならない。</p> <p>① 車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上の普通自動車</p> <p>② ①に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>③ 運行車（特別積合せ運送に係る運行系統に配置する車両）</p> <p>・運行記録計による記録は、1年間保存しなければならない。</p>

事故の記録	<p>事故が発生した場合の記録</p> <p>☆第9条の2</p>	<p>・事故が発生した場合には次の事項を記録し、運行を管理する営業所に3年間保存しなければならない。</p> <p>①乗務員の氏名、②自動車登録番号又は自動車を識別できる表示、③事故の発生日時、④事故の発生場所、⑤事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名、⑥事故の概要（損害の程度を含む。）、⑦事故の原因、⑧再発防止対策</p>
運行指示書による指示	<p>運行指示書</p> <p>☆第9条の3</p>	<p>・運行ごとに次の事項を記載し、運転者に指示を行い、携行させ、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。</p> <p>① 運行の開始・終了の地点及び日時 ② 乗務員の氏名 ③ 運行の経路・主な経過地における発車及び到着の日時 ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置 ⑤ 休憩がある場合には、休憩地点及び休憩時間 ⑥ 運転又は業務の交替がある場合には、その地点 ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項</p> <p>・運行指示に変更があった場合は、電話等により運転者に変更の内容を指示し、運転者が携行している運行指示書にその旨記載させなければならない。</p> <p>・変更により運行指示書が必要な運行になった場合には、運行指示書を作成し、電話等により運転者に指示し「乗務記録」に記載させなければならない。</p>
運転者台帳	<p>運転者台帳の備え付け</p> <p>☆第9条の5</p>	<p>・運転者ごとに、次に掲げる事項を記載又は貼り付けた運転者台帳を、運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>① 作成番号及び作成年月日、 ② 事業者の氏名又は名称 ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所、 ④ 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日、 ⑤ 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項 イ 運転免許証の番号及び有効期限 ロ 運転免許の年月日及び種類 ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件、 ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要、 ⑦ 運転者の健康状態、 ⑧ 乗務員に対する指導の実施及び適性診断の受診の状況、 ⑨ 運転者台帳の作成前6月以内に撮影した単独・上三分身・無帽・正面・無背景の写真</p> <p>・運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。</p>

指導・監督	乗務員に対する指導・監督 ☆第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が告示で定めるところにより、運行の安全確保に必要な運転技術及び法令上の遵守事項について、適切な指導・監督をしなければならない。 ・国土交通大臣が告示（H13.8.20 1366号）で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。 ①死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、②運転者として新たに雇い入れた者、③高齢者（65歳以上の者をいう。）
気象措置	異常気象時等における措置 ☆第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行中止の指示等を行わなければならない。 ・異常気象時等の場合「異常気象時の措置要領」に基づき適切な指示及び必要な措置を講じなければならない。
サービス	安全確保のためのサービス規律 ☆第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・特別積合せ貨物運送を行う事業者は、乗務員のサービスについての規律を定めなければならない。
点検整備	点検及び整備の実施 ☆第13条	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法の規定によるほか、自動車の点検及び整備について次の事項を遵守しなければならない。 ① 自動車の構造及び装置並びに道路の状況、走行距離その他使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。 ② ①の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条（定期点検整備記録簿）の規定に準じて、記録簿に記載し、これを営業所等に保存すること。

空 白

ア 運転者の選任

<ポイント>

- 1 **事業者は**、事業用自動車の数や荷役その他の自動車の運転に付帯する作業の状況等に
応じ、必要となる運転者や従業員の確保に必要な処置を講じなければならない。
- 2 **事業者は**、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければならない。
(選任された運転者以外に、事業用自動車を運転させてはならない。)
- 3 次の者は、上記2の運転者として選任してはならない。
 - (1) 日々雇い入れられる者
 - (2) 2月以内の期間を定めて使用される者
 - (3) 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(ア) **事業者は**、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければなりません。

運送事業は、顧客の利益の保護を目的とした許可事業であり、常に安定した輸送業務を提供できなければなりません。そのためには、許可された事業計画が円滑に遂行できるよう、また許可された車両数がいつでも稼働できるよう、常時選任された運転者との雇用関係が安定的に確立していなければなりません。

※ 事業許可の条件として**事業者は**、事業用自動車を営業所毎に5両以上配置しなければなりません。ただし、壺きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(ほかの地域と橋梁による連絡が不可能なもの)の地域における事業については、5両以上に限定、制約を受けません。

また、計画する事業用自動車にけん引車、被けん引車を含む場合には、けん引車と被けん引車を合わせて1両と計算します。

(イ) 運転者は、顧客に最も近い営業マン

運転者は、顧客の商品、財産等を預かって、安全に輸送する使命を負う公共性の高い事業に従事しているため、常に安全・確実な輸送の遂行が求められています。運転者は、顧客に最も身近に接する最先端の営業マンですから、**事業者は**、採用にあたっては運転技術、運転資質、素質、人柄、接客態度等の優れている者を選び、採用後、社員としての適切な指導及び教育をしなくてはなりません。

(ウ) 運転者数について

事業計画に応じた運転者の選任数については、さまざまな事業実態があるため、統一的・定量的な基準を定めることは難しいですが国土交通省から運転者の選任について一般的な指針が示されています。

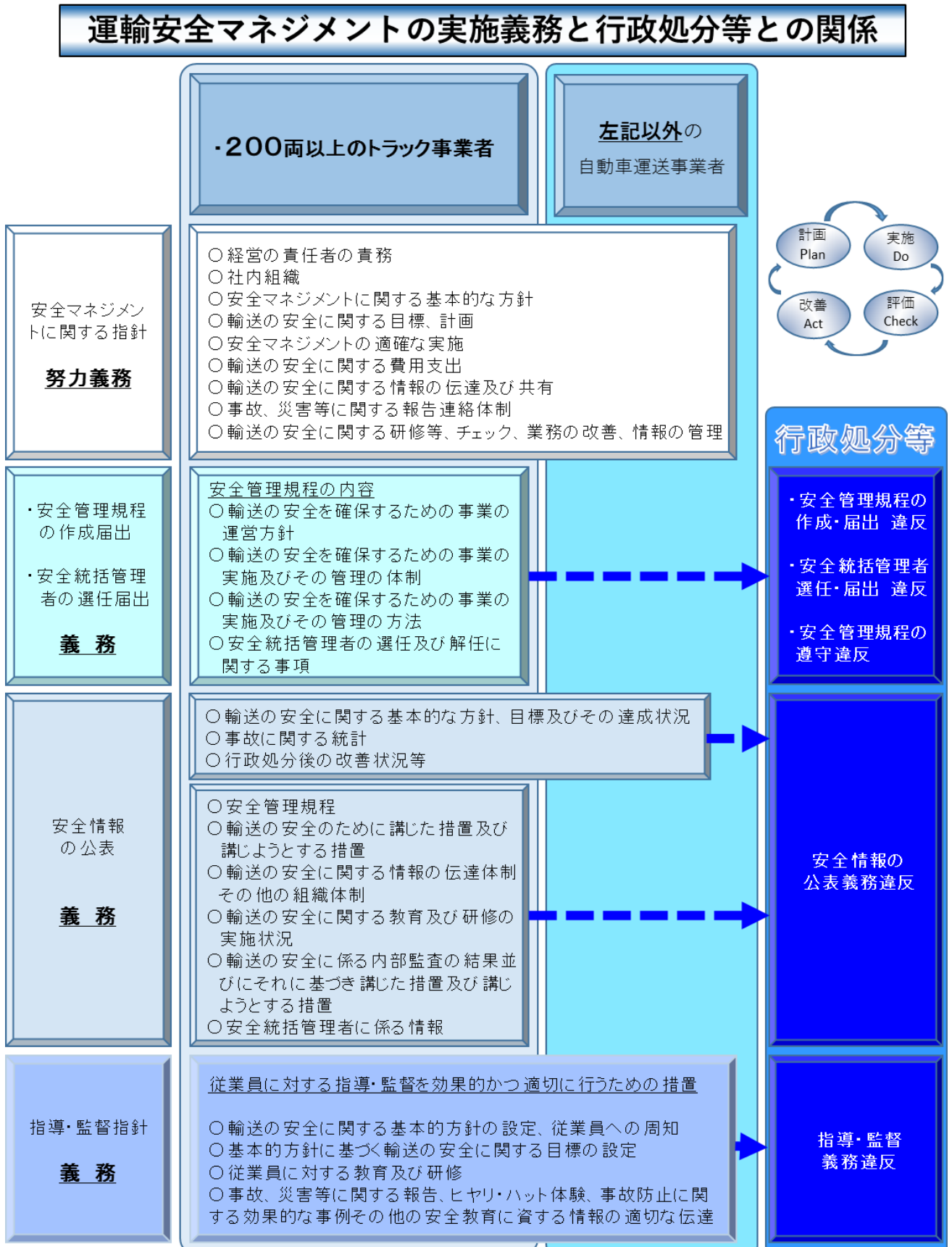
a 営業所全体に公休日がある場合

荷主の休日にあわせて営業所全体が休みとなることが多く週単位に休日があり、1人1車を原則とすれば、

$$\begin{aligned} & [\text{運転者数}] \times (7\text{日} - \text{休日数}) \geq \{\text{車両数}\} \times (7\text{日} - \text{休日数}) \\ & [\text{運転者数}] \geq \{\text{車両数}\} \end{aligned}$$

また、「第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者」及び「危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者」等、安全性のレベルが低いと認められる事業者等から優先的に評価が実施されることとなりました。

(2) 運輸安全マネジメントの実施と行政処分との関係（貨物自動車運送事業）



(3) 輸送の安全に関する公表（情報公開）

対 象 項 目	200 両以上 の事業者	100 両以上 200 両未満 の事業者	100 両未満 の事業者	公表期限
輸送の安全に関する基本的な方針	公表義務あり	公表義務あり	公表義務あり	毎事業年度 の 終了後 100 日以内
輸送の安全に関する目標及び当該目標 の達成状況				
自動車事故報告規則第 2 条に規定する 事故に関する統計（総件数及び類型別 の事故件数）				
輸送の安全に関する組織体制及び指揮 命令系統		公表が 望ましい	公表義務なし	
輸送の安全に関する重点施策				
輸送の安全に関する計画				
事故、災害等に関する報告連絡体制				
輸送の安全に関する教育及び研修の 計画				
輸送の安全に関する内部監査結果及び それを踏まえた措置内容				
輸送の安全に関する予算等の実績額				
安全統括管理者、安全管理規程		公表義務なし		
処分内容、講じた措置等	公表義務あり		延滞なく	

※平成18年10月1日以降、最初の事業年度経過後における公表においては、平成18年10月1日以降の情報が含まれている必要があります。

(4) 安全マネジメントの実施に当たっての手引き

（中小規模事業者用）

ア はじめに

(ア) 陸海空の交通機関の重大な事故を受けて、平成18年度に道路運送法及び貨物自動車運送事業法の改正により、自動車運送事業者は輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないという責務規定が追加されたところです。

(イ) 輸送の安全を確保するために、次のような経営トップ主導による新たな仕組み（安全マネジメント）が必要になります。

安全マネジメントとは、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社長から現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（いわゆるPDCAサイクル）を活用して、事業者全体の安全の確保・向上を継続的に行う仕組みです。

※ 安全方針の策定→現場での実施等→安全に関する内部チェックの実施→方針の適切な見直し→安全方針の策定→継続的な安全性の向上

(ウ) 以下、PDCAサイクルを活用した安全マネジメント態勢の手法等を示しますので、各事業者においては、この手引きを積極的に活用し、輸送の安全性の向上に努めて頂きたいと考えています。

(5) 安全管理規程及び安全総括責任者の選任等

ア 安全管理規程の届出

<ポイント>

- 1 事業用自動車が**200両以上**の事業者は、貨物の運送を開始する日までに安全管理規程設定届出書を提出しなければなりません。
- 2 事業計画の変更により**200両以上**となる事業者は、その計画の実施予定日までに安全管理規程設定届出書を提出しなければなりません。
- 3 安全管理規程の変更を届出しようとする事業者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、安全管理規程変更届出書を提出しなければなりません。

(ア) 安全管理規程を届出する**事業者**は、設定届出書に以下に掲げる事項を記載し、設定した安全管理規程及び関連する必要事項を記載した書類を添付の上、安全管理規程設定届出書を提出します。

- a 氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- b 安全管理規程の実施予定日

(イ) 安全管理規程を変更しようとする**事業者**は、変更後の安全管理規程の実施日までに次の事項を記載した安全管理規程変更届出書と、変更後の安全管理規程及び関連する必要事項を記載した書類を添付して提出しなければなりません。

- a 氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- b 変更後の安全管理規程の実施予定日
- c 変更した事項（新旧の対照を明示する）
- d 変更を必要とする理由



イ 安全管理規定の内容

安全管理規程の作成に当たっては、運輸安全マネジメントを適確に実施するため、以下の点に留意して内容を定めたものにしなければなりません。

(ア) 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

- a 輸送の安全に関する基本的な方針

経営トップは、輸送の安全に関わる事業者の方向性を示す基本的な方針を定めるとともに、その方針に従って具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し従業員に十分周知するようにしなければなりません。

- b 輸送の安全に関する重点施策

経営トップは、関係法令の遵守の徹底と安全管理規程を定め、安全最優先の原則を従業員に徹底するようにしなければなりません。

- c 輸送の安全に関する目標の策定と計画の作成

事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を設定します。同時に**事業者**は、目標を達成するため、現状の問題点を把握し、輸送の安全確保のために必要な計画を作成します。

- (イ) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- a 社長等経営トップの責務
経営トップは、輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置の実施、安全統括管理者の意見の尊重及び輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況の確認と必要な改善の実施を行う等、最終的な責任を有します。
- b 組織体制
経営トップは、各担当者の役割や連絡体制を明確化する等、責任ある組織体制を構築するようにしなければなりません。
経営トップは、安全統括管理者が不在の場合や事故・災害等が発生した場合等、非常時における指揮命令系統や組織体制を規定しなければなりません。
- c 安全統括管理者の責務
経営トップは、安全統括管理者に、運輸安全マネジメントの確立、維持、実施ができるよう責任と権限を与えるようにしなければなりません。
- (ウ) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- a 情報の伝達及び共有
経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理部門と現業部門間のコミュニケーションを実現し、事業者内部において必要な情報を伝達、共有するようにしなければなりません。
特に、現業部門の従業員が安全性を損なうような事態を発見した場合は隠したりせず、すぐに必要な部門に連絡させ、適切な対処策を講じることができる体制を確立しなければなりません。
- b 事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制
経営トップ及び安全統括管理者は、事故や災害等が発生した場合における連絡体制を整備し、すみやかに社内全体に伝達されるようにするとともに、事故や災害等を分析して今後の防止対策を策定するようにしなければなりません。
- c 輸送の安全に関する教育及び研修
経営トップ及び安全統括管理者は、必要となる人材育成を目的とした教育・研修の具体的な計画を策定し、実施しなければなりません。
- d 内部監査その他の事業の実施及びその管理状況の確認
安全統括管理者は、運輸安全マネジメントが適切に確立、維持され、機能していることを確認するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施するようにしなければなりません。
安全統括管理者は、内部監査の終了結果や改善すべき事項を速やかに経営トップに報告するとともに、必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じなければなりません。
- e 文書の整備及び管理
経営トップ及び安全統括管理者は、運輸安全マネジメントの確立、維持、実施するために必要な手順を規程した文書（安全管理規程）を作成し、業務の実態に応じ適時適切に見直し、管理しなければなりません。
事業者は、方針の作成に関する議事録、基本的な方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、内部監査の結果、安全統括管理者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存しなければなりません。

(イ) 荷崩れ等による落下防止のために、貨物にシート又はロープをかける等、必要な措置を講ずること。

キ-2 道路法第47条の規定等に違反する行為の防止について指導及び監督を行うこと。

(ア) 限定超過車両の通行禁止違反について

(イ) 道路構造等による通行禁止・制限箇所の運行禁止違反について

(ウ) 特殊車両通行許可の条件違反について

ク 乗務前・中間・乗務後の点呼を行い、報告を求め、確認を行い及び指示を与え、その記録をし保存をすること。

また、酒気帯び確認を目視及びアルコール検知器を用いて行うこと。アルコール検知器を常時有効に保持するため、取扱説明書に基づき適切な使用、管理、保守をし、定期的に故障の有無の確認を行うこと。

(ア) 乗務前点呼における確認・指示事項

a 酒気を帯びた乗務員を乗務させない。酒気帯びの有無は目視等で確認するとともに営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行う。

b 乗務員の服装、心身の健康状態及び麻薬、覚せい剤使用等の有無を確認する。

c 日常点検の実施結果を確認する（整備管理者が運行の可否を決定したかどうかを確認する）。

d 一般注意事項を指示する。

e 道路状況及び沿線の行事等の注意事項を指示する。

f 気象に対する注意を指示する。

g 運行指示書、乗務記録を手渡し、運行記録紙を装着する。

h 自動車検査証、運転免許証、非常信号用具等について、その有無を確認し報告させる。

i その他必要な事項

(イ) 中間点呼における確認事項等

a 酒気を帯びた状態の乗務員の乗務を中止させる。酒気帯びの有無を電話等で確認する点呼の場合、応答の声の調子等で確認するとともに携行させたアルコール検知器、又は自動車に設置されているアルコール検知器を用いて行う。

b 乗務員の心身の健康状態及び麻薬、覚せい剤使用等の有無を確認し使用が認められる者の乗務を中止する。

c 一般注意事項を指示する。

d 道路状況及び沿線の行事等の注意事項を指示する。

e 気象に対する注意を指示する。

(ウ) 乗務後点呼における確認事項等

a 酒気帯びの有無を目視等で確認するとともに営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行う。

b 運行状況の報告を受ける（交替した運転者に対して行った通告内容の報告を含む）。

c 車両状態の報告を受ける。

d 道路状態の報告を受ける。

e 乗務記録及び運行記録紙を提出させる。

f 翌日の勤務を指示する。

g その他必要な事項。

(エ) 点呼の記録をする事項は、下表のとおりです。

乗務前点呼	中間点呼	乗務後点呼
a 点呼執行者名	a 点呼執行者名	a 点呼執行者名
b 運転者名	b 運転者名	b 運転者名
c 登録番号又は識別記号	c 登録番号又は識別記号	c 登録番号又は識別記号
d 点呼日時	d 点呼日時	d 点呼日時
e 点呼方法	e 点呼方法	e 点呼方法
i アルコール検知器使用の有無	i アルコール検知器使用の有無	i アルコール検知器使用の有無
ii 対面でない場合は具体的方法	ii 具体的方法	ii 対面でない場合は具体的方法
f 酒気帯びの有無	f 酒気帯びの有無	f 自動車、道路及び運行の状況
g 運転者の疾病、疲労の状況	g 運転者の疾病、疲労の状況	g 交替運転者に対する通告
h 日常点検の状況	h 指示事項	h 酒気帯びの有無
i 指示事項	i その他必要な事項	i その他必要な事項
j その他必要な事項		

(オ) 点呼は対面により所属営業所において行うことが原則であるが、業務の実態に応じて以下のとおり対応することができる。

a 同一事業者内のGマーク営業所は、IT機器を活用し、営業所間において1営業日のうち連続する16時間以内は点呼を行うことができ、Gマーク営業所及び所要の条件を満たした営業所においては、営業所と車庫間は、終始点呼ができる。

b 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にあり、同一事業者内のGマーク営業所同士である場合、同一事業者内の他営業所の運行管理者等による対面点呼ができる。

c 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にあり、同一事業者内のGマーク営業所同士である場合、運行途中において他営業所の運転者との交替ができる。

d 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業は、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に限り当該敷地内のGマーク営業所の運行管理者等により対面点呼ができる。

(カ) 管理者不在のときは補助者が点呼を代行すること。ただし、運行管理者は点呼の総回数の少なくとも3分の1以上行わなければならない。

ケ 運転者に対して乗務等の記録をさせ、その記録を保存すること。

乗務員が乗務記録をする事項は、次のとおりです。

(ア) 運転者名

(イ) 登録番号又は識別記号

(ウ) 乗務開始、終了の地点及び日時、主な経過地点、乗務した距離

(エ) 運転を交替した場合は、その地点及び日時

(オ) 休憩又は仮眠・睡眠をした場合は、その地点及び日時（休憩については、10分以上の場合に記載する。）

(カ) 事故、著しい遅延、その他異常な状態及びその原因

(キ) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の車両に乗務した場合は、

a 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等

- b 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあつては、
 - (a) 集貨地点等
 - (b) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時
 - (c) 集貨地点等に到着した日時
 - (d) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
 - (e) 集貨地点等で附帯業務を実施した場合は、附帯業務の開始及び終了の日時
 - (f) 集貨地点等から出発した日時
- (ク) 運行指示の内容
- コ 運行記録計を管理し、その記録を保存すること。
次の自動車の乗務について、運行記録計による記録が必要です。
 - (ア) 車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上の自動車
 - (イ) (ア)に該当する被けん引車をけん引するけん引自動車
- サ 運行記録計により記録できないものを運行させないこと。
- シ 事故が発生した場合には、事故に関する事項を記録し、その記録を3年間保存しなければならない。
- ス(ア) 乗務前・乗務後の点呼が対面で行われない運行ごとに、次に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適正な指示を与え一部を携行させなければならない。
 - a 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - b 乗務員の氏名
 - c 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - d 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - e 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）
 - f 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る）
 - g その他運行の安全を確保するために必要な事項
- (イ) (ア)の運行途中でa又はbに変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更内容を記載し、運転者に対し電話その他の方法で変更内容について適切な指示を行い、携行している運行指示書に変更内容を記載させること。
- (ウ) (ア)の運行以外の運行途中において、乗務前・乗務後の点呼が対面で行われない運行を行わせる場合は、(ア)に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。
- (エ) 運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。
- セ 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- ソ(ア) 運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守事項及び非常信号用具、消火器の取扱いについての指導及び監督をすること。
 - a 新規教育及び再教育を行うこと。
 - b 年間計画を立て計画的に実施すること。
 - c 欠席者に対する処置を徹底すること。
 - d 教育効果の把握をし、次回の教育に活用すること。
 - e 教育の実施結果を記録し、保存すること。
- (イ) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢者（65歳以上の者）に対して、特別な指導を行い、かつ、適性診断を受けさせること。

- タ 異常気象時における適切な指示その他必要な措置を講ずること。
- (ア) 異常気象時、土砂崩壊及び路肩軟弱等の場合に、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運転の中止等の指示をすること。
- (イ) 緊急連絡所を指定する等、緊急連絡体制を確立しておくこと。
- チ 運行管理者の補助者を選任した場合は、その補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- ツ 自動車事故報告規則に規定する事故警報の事故防止対策に基づいた運行の安全について、指導及び監督を行うこと。
- テ 特別積合せ事業の場合には、乗務基準を定め、その基準の遵守について、指導及び監督を行うこと。
- ト 事業者に対し、運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。
- ナ 統括運行管理者は、ア～ト項による運行管理者の業務を統括しなければならない。

(2) 乗務員の健康状態の把握（運行管理者の役割）

- ア 運行管理者は、酒気帯びの状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。
- イ 運行管理者は、乗務員の健康状態を常に把握し、健康な状態で乗務できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務があります。また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要があります。そのためには、衛生管理者、産業医等と密に連絡体制を築いておかなければなりません。
- ウ 運行管理者は、乗務前点呼に際し、酒気帯び、疾病、過労及び睡眠不足等の有無について、対面で本人からの申告を受けるだけでなく、運行管理者自らが確認を行わなければなりません。特に、酒気帯びの確認については、目視等のほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。

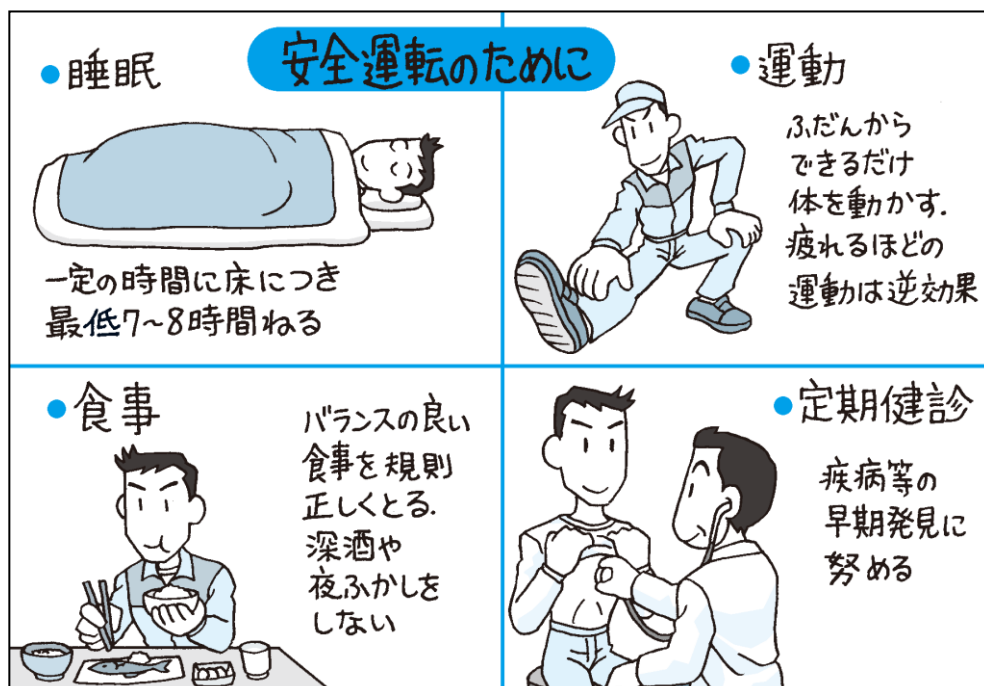
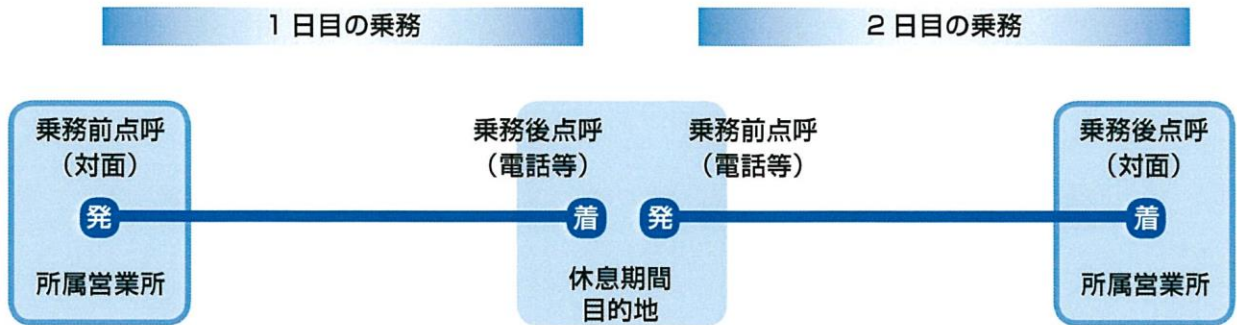


図3 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

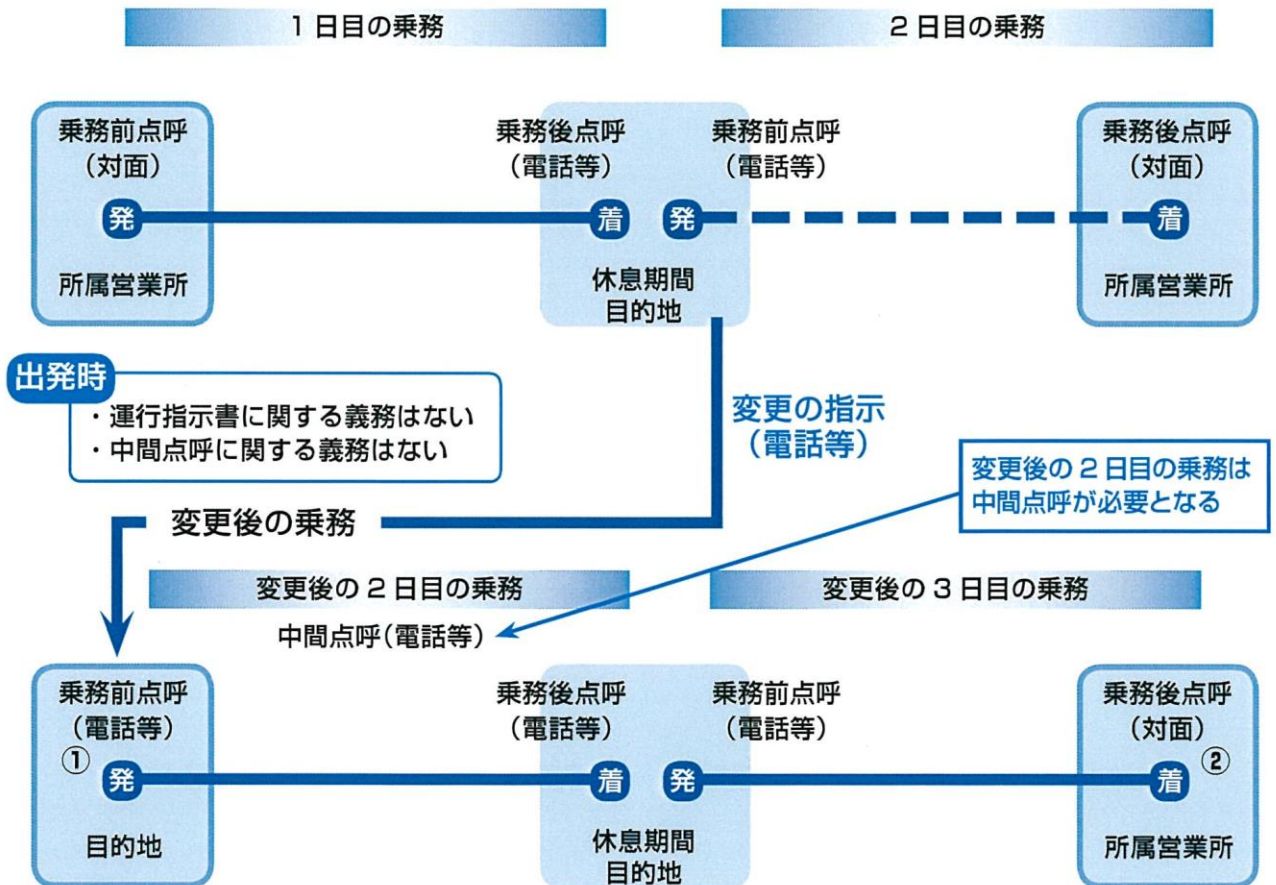


※乗務前または後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

出発時

- ・運行指示書に関する義務はない
- ・中間点呼に関する義務はない

図4 出発時図3の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



変更に伴い

- 運行管理者：①～②までの運行指示書を作成し、運転者に電話等で指示する
- 運転者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する

(5) 乗務記録（運転日報）

運行管理者は、運転者の乗務実態を正しく把握して過労防止をはじめ安全運行を確保するため、また、運行管理上の資料として活用するため、運転者に乗務記録（いわゆる運転日報）を記載させ、これを**1年間保存**しなければなりません。

なお、運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、国土交通省が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（121参照）に基づき、乗務割当及び乗務調整を行うことが必要です。

ア 乗務記録の記載事項

(ア) 運転者名

(イ) 自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(ロ) 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離

(ハ) 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時

(ニ) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

(ホ) 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の車両に乗務した場合は、

a 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等

b 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあっては、

(a) 集貨地点等

(b) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

(c) 集貨地点等に到着した日時

(d) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

(e) 集貨地点等で附帯業務を実施した場合は、附帯業務の開始及び終了の日時

(f) 集貨地点等から出発した日時

(ヘ) 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因（注）

(ニ) 運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容

イ 乗務記録の記載要領

(ア) 乗務等の記録は、乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等、業務の適正化の資料として十分活用すること。

a 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。

b 安全規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。

c 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるため、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

d 集貨地点等で待機した場合に、集貨地点等、集貨地点等に到着した日時、集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時、附帯業務を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時、集貨地点等から出発した日時を

記録して、荷役作業における荷待ち時間の実態を把握し、過労防止及び乗務員の労働環境の改善に向けた資料とする。

- (イ) 上記(イ)項の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- (ウ) 上記(ウ)項の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- (エ) 上記(エ)項の「荷主の都合」とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。
- (オ) 上記(ウ)項の趣旨は、安全規則第9条の3第3項（運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務）の場合に、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について）

ウ 保存期間

1年間です。



（注）道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故等

- 1 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故とは、車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊があったときをいいます。
- 2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故とは、次の事故をいいます。
 - ① 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの。
 - ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
 - ③ 死者又は重傷者を生じたもの。
 - ④ 10人以上の負傷者を生じたもの。
 - ⑤ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質及びその汚染物、放射性同位元素及びその汚染物、毒物又は劇物及び可燃物）。
 - ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの。
 - ⑦ 旅客につき省略。

- ⑧ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。
- ⑨ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ⑩ 救護義務違反があったもの。
- ⑪ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
- ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）。
- ⑬ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。
- ⑭ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

エ 乗務記録

自動車登録番号その他事業者が定めた車番・番号など ●

● 乗務の開始・終了の地点と時刻 ● 乗務した距離 ● 運転者の氏名

● 記入例

乗務記録表		平成00年0月0日(0曜日) 天候(晴)		登録番号	管理者印																																																																																																																																																																																																																																										
勤務時間	時刻	乗務開始地	時刻	乗務終了地	時刻	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div> </div>																																																																																																																																																																																																																																									
始業時刻	0:00	車庫	6:00	車庫	18:30																																																																																																																																																																																																																																										
終業時刻	00:00	走行距離(始)	00,000 km	走行距離(終)	△△,△△△ km	差引計																																																																																																																																																																																																																																									
					□□□ km																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>時間</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th> <th>計</th> <th>合計</th> <th>拘束時間</th> </tr> <tr> <td>乗務の開始、終了と経過地点、運転交替の地点</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>車庫</td><td></td><td></td><td></td><td>梅川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>労働時間</td> <td colspan="23"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 車庫 梅川 大美 車庫 </div> </td> <td>8</td> <td>30</td> <td>11</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転以外の業務</td> <td colspan="23"></td> <td>3</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩・仮眠の時間</td> <td colspan="23"></td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>休憩・仮眠の地点</td> <td colspan="23"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カーフェリー</td> <td colspan="23"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休息期間</td> <td colspan="23"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計	合計	拘束時間	乗務の開始、終了と経過地点、運転交替の地点						車庫				梅川															時間	分	時間	分	時間	分	労働時間	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 車庫 梅川 大美 車庫 </div>																							8	30	11	30		運転以外の業務																								3	0				休憩・仮眠の時間																								1	0			12	30	休憩・仮眠の地点																													カーフェリー																													休息期間																												
時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計	合計	拘束時間																																																																																																																																																																																																																					
乗務の開始、終了と経過地点、運転交替の地点						車庫				梅川															時間	分	時間	分	時間	分																																																																																																																																																																																																																	
労働時間	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 車庫 梅川 大美 車庫 </div>																							8	30	11	30																																																																																																																																																																																																																				
運転以外の業務																								3	0																																																																																																																																																																																																																						
休憩・仮眠の時間																								1	0			12	30																																																																																																																																																																																																																		
休憩・仮眠の地点																																																																																																																																																																																																																																															
カーフェリー																																																																																																																																																																																																																																															
休息期間																																																																																																																																																																																																																																															
工程日	時分	指示メーター	発地・着地名	経由地	荷主名	品名	個数及び重量	※積載状況	実車 km	空車 km																																																																																																																																																																																																																																					
1	0900	発	梅川	R337	〇〇建設	残土	7m ³ ×4	○																																																																																																																																																																																																																																							
	1200	着	大美																																																																																																																																																																																																																																												
2	1300	発	大美	R27	△△土木興業	残土	6m ³ ×5	○																																																																																																																																																																																																																																							
	1530	着	大美																																																																																																																																																																																																																																												
3		発																																																																																																																																																																																																																																													
4		発																																																																																																																																																																																																																																													
5		発																																																																																																																																																																																																																																													
6		発																																																																																																																																																																																																																																													
給油等		軽油		オイル		その他		事故遅延等異常状況		備考																																																																																																																																																																																																																																					
		%		%		%		1.状況 〇〇字線 事故のため 処置 事業所への電話		2.原因 〇時間〇〇分 停車 乗用車の衝突事故																																																																																																																																																																																																																																					

- 休憩、睡眠した場合、その地点と日時
- 荷物の積み込み、取卸し、荷待ち等のときに記入
- 主な経過地点
- 運転を交替した場合、その地点と日時
- 事故・著しい運行の遅延及び異常な状態が発生した場合には必ず記入する。

車両総重量8 t、最大積載量5 t以上の車両は必ず記入！ ●

荷待ち時間等の記録義務付けに伴う乗務記録付票 【記載例】

【記録例 1 : 1用紙に複数の地点を記録】

〔平成 29 年 7 月 12 日〕 車両番号 : [札幌 123 あ〇〇〇〇]

集貨地点等	荷主指定の 到着時刻 ※指定がある場合	集貨地点等 への 到着時刻	荷待ち待機 開始・終了時刻	荷積／荷卸及び付帯作業 開始・終了時刻	集貨地点 出発時刻
〇〇食品(株)	9:00	8:00	9:00 ~ 9:40	積・卸 10:20 ~ 11:20 付帯作業 ~	11:20
△△マート		12:30	12:50 ~ 13:50	積・卸 14:00 ~ 14:40 付帯作業 ~	15:00
□□商店	16:00	15:30	16:00 ~ 17:00	積・卸 17:00 ~ 18:00 付帯作業 18:10 ~ 19:00	19:10
...

【記録例 2 : 1用紙に1地点を記録】

荷待ち時間記録票

〔平成 29 年 7 月 12 日〕

※車両総重量 8 t 以上又は最大積載重量 5 t 以上の車両が対象

車両番号 : [札幌 123 あ〇〇〇〇]

集貨地点等 (荷積み地) / 荷卸し地 / 付帯業務実施地 : [〇〇食品(株) □□物流センター]

荷主指定の到着時刻※有る場合	集貨地点等への到着時刻
9 時 00 分	8 時 00 分
荷待ち待機 開始・終了時刻	荷主都合による荷待ち待機の合計時間
9:00 ~ 9:40	
付帯作業 開始・終了時刻	
9:40 ~ 10:20	
(荷積み) / 荷卸し 開始・終了時刻	
10:20 ~ 11:20	
集貨地点等からの出発時刻	
11 時 20 分	

注：集貨地点等に到着した時刻（荷主から指定された場合は当該時刻）から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要。

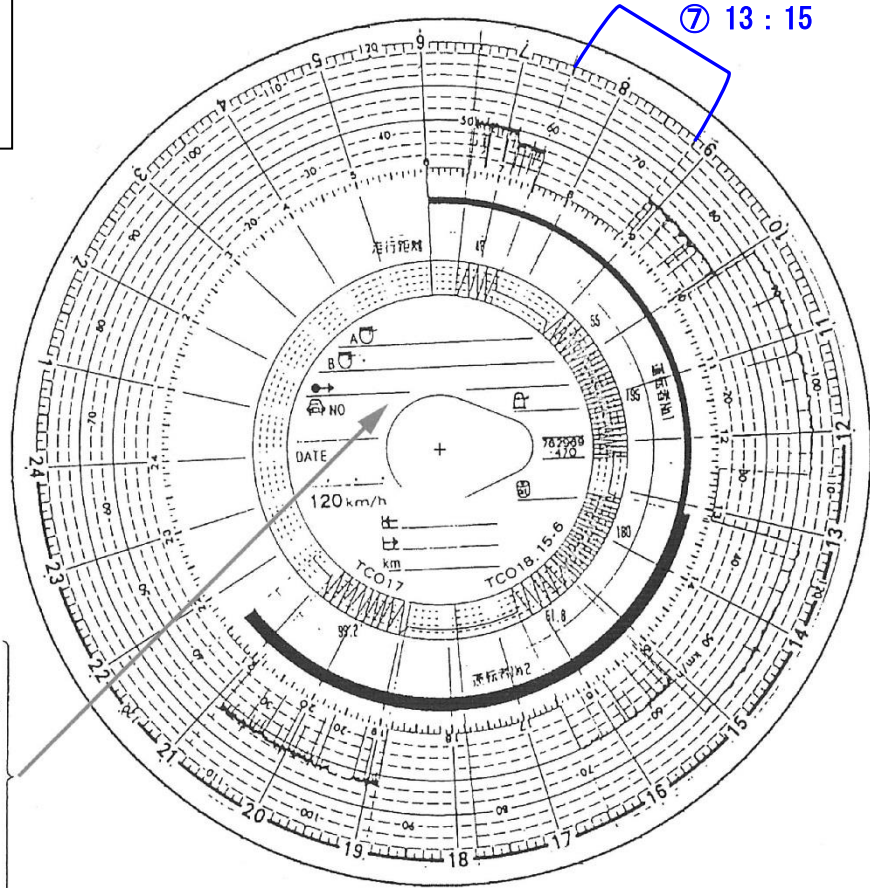
また、「荷待ち時間」をデジタコなど他の方法で記録している場合は記録不要。

【記録例 3 : 運行記録計チャート紙に付記】

- ① 集貨地点名
- ② 荷主指定時刻
- ③ 到着時刻
- ④ 荷待ち待機時刻
- ⑤ 荷積み・卸し時刻
- ⑥ 付帯作業時刻
- ⑦ 出発時刻

- ① △△センター
- ② 11 : 00
- ③ 10 : 30
- ④ 11 : 00~12 : 00
- ⑤ 12 : 00~12 : 30 積み
- ⑥ 12 : 40~13 : 00
- ⑦ 13 : 15

運転者名
登録番号又は車番
乗務年月日
出庫時メータ
帰庫時メータ
総走行キロ



※ 上記の3つの例についてはあくまで記載例であり、記録方法について、特に定めはありません。
デジタルタコグラフの場合などは記録事項が入力や付記されていれば、これ以外の記録方法でも問題ありません。

オ 運行記録計と兼用式の乗務記録

事業用貨物自動車のうち車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上のもの、それに該当するトレーラをけん引するトラクタ及び特別積合せ貨物運送の運行車には、道路運送車両の保安基準第48条の2の基準に適合する運行記録計の装着が義務付けられています。

また、これに使用する記録紙（タコ・チャート紙）には機種の違いその他により多くの種類があります。

なお、その記録したタコ・チャート紙を貼り付けた台紙の余白に以下のa～hのような所定の事項を付記することで乗務記録に代えることができます。

(ア) 運行記録紙を貼付した台紙への付記事項

- a 運転者名
- b 自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- c 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- d 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- e 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- f 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の車両に乗務した場合は、
 - (a) 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等
 - (b) 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあっては、
 - 1 集貨地点等
 - 2 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては当該日時
 - 3 集貨地点等に到着した日時
 - 4 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
 - 5 集貨地点等で附帯業務を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - 6 集貨地点等から出発した日時
- g 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因（注1）
- h 安全規則第9条の3第3項の指示があった場合（運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合）には、その指示内容（注2）

（注1）：道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、89頁(注)参照。

（注2）：安全規則第9条の3第3項（運行の途中で運行指示書が必要な運行になった）の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

(イ) 乗務記録 (運行記録計による記録)

● 記入例

乗務記録

ここへ記録紙を貼り付ける

運転者名
 登録番号又は車番
 乗務年月日
 出庫時メータ
 帰庫時メータ
 総走行キロ

平成〇〇年 〇月 〇日 (〇曜日) 天気 晴

運転者氏名	渋谷次郎	交替運転者氏名	
主な経過地点	開始地 〇〇	中間 〇〇	終了地 〇〇〇
休憩又は睡眠の地点及び日時			
運転交替の地点及び日時			
総走行杆	〇〇〇 Km	実車	〇〇〇 Km
		空車	〇〇〇 Km
貨物の積載状況	①	②	
事故、著しい運行の遅延、その他 異常な状態の概要・原因			

ここに注意！

適正化事業実施機関は、「違反を摘発して処分すること」を目的としているわけではありません。

貨物自動車運送事業者が法律違反を犯さないように、あるいは白トラの撲滅や荷主からの不当なダンピング、過積載要請がないよう協力を依頼するなど、業界全体の輸送秩序の確立を目指すことを大きな目的としています。

意識的に法律違反をしている事業者は別として、通常の経営の中で、知らず知らずに法令に触れている場合があります、そうした事を是正するよう指導しています。それが是正されなかったり、何度も同じことを繰り返したりした事業者が処分の対象となるわけです。

つまり、是正の指導があれば、事業者にとって法律違反をなくすチャンスであり、適正化事業実施機関をうまく活用することによって、業界全体のモラルの向上につながると言えます。

運輸支局への速報制度の創設

平成25年10月1日より、適正化事業実施機関が行う巡回指導の報告が強化され、

- 「点呼を全く行っていない」
- 「運行管理者・整備管理者が全くいない」
- 「定期点検を全く行っていない」

という重大・悪質な法令違反を確認した場合は、運輸支局に対し速報することとなりました。速報対象となると厳しい行政処分が科させられることもあります。

巡回指導結果（総合評価）の告知

○ 目的

適正化事業実施機関の巡回指導の結果（総合評価）を当該事業者に告知し、自社の法令順守状況を把握することで今後の運行管理等に目標を持った取組みが促進されます。

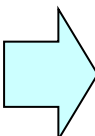
○ 告知方法

改善通知書を送付する際に、総合評価を記入した用紙を同封いたします。
また、電話等での問合せ及び当該事業者以外に告知することはありません。

○ 総合評価の基準

適正化事業実施機関の巡回指導は、次の統一基準に基づき公正に評価を行っています。
総合評価はA～Eまでの5段階であり、指導項目38項目のうち、「適」判定の割合で決定します。

- | | |
|-------------|-----|
| ① 90%以上 | → A |
| ② 80%～90%未満 | → B |
| ③ 70%～80%未満 | → C |
| ④ 60%～70%未満 | → D |
| ⑤ 60%未満 | → E |

 その他、重要な指導項目が「否」の判定となった場合、左記により導き出された総合評価が1段階引き下げられます。
(E評価の場合は変更なし)

◎ **D又はE評価**となった場合には、**原則、1年以内に再度巡回指導**を実施します。

2 貨物自動車運送事業者巡回指導時の指導項目

巡回指導の38指導項目

項目	区分	指 導 項 目	重点	安全
1	I 事業 計画 等	(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。		
2		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。		
3		(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。		
4		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。		
5		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。		1
6		(6) 届出事項に変更はないか。 (役員・社員、特定事業者に係る運送需要者の名称変更等)		
7		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。		
8		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。		
9	II 帳 票 類	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。		1
10		(2) 自動車事故報告書を提出しているか。		
11		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。		1
12		(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。		1
13		(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。		
14	III 運 行 管 理 等	(1) 運行管理規程が定められているか。		1
15		(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	○	
16		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。		1
17		(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。		1
18		(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	○	3
19		(6) 過積載による運行を行っていないか。		3
20		(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	○	3
21		(8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。		3
22		(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。		1
23		(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。		1
24		(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	○	3
25		(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	○	1
26		(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	○	2
27	IV 車 両 管 理 等	(1) 整備管理規程が定められているか。		1
28		(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	○	
29		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		1
30		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		1
31		(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	○	3
32	V 法 等 労 基	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。		1
33		(2) 36協定が締結され、届出されているか。		1
34		(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。		1
35		(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	○	1
36	VI 法 定 福 利 費	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。		
37		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。		
38	VII 安 全	(1) 運輸安全マネジメントの実施は適切か。		

○：重点項目

関係帳票類の保存期間等

	帳 票 類 等	保 存 期 間 等
届 許 出 認 等 可	運輸支局許認可申請書関係	永久保存
	代替、増車届綴	永久保存
運 行 管 理 関 係	運行管理規程	変更の都度更新
	運行管理者選任届出（控）	選任期間中保存
	点呼記録簿	1年間
	乗務記録（運転日報及び荷待ち関係資料）	1年間
	運行記録計記録紙（チャート紙）	1年間
	勤務割当・実績表	1年間
	運行指示書	正・副各1年間
	乗務員指導要領、計画表	3年間
	乗務員等教育記録簿	3年間
	苦情処理簿	10年間
	事故記録簿	3年間
整 備 管 理 関 係	整備管理規程	変更の都度更新
	整備管理者選任届出（控）	選任期間中保存
	車両台帳（管理台帳含む）	車検後更新
	日常点検基準及び実施要領	変更の都度更新
	日常点検表	1年間
	定期点検基準及び実施要領	変更の都度更新
	定期点検整備計画実績表	1年間
	点検整備記録簿	1年間
労 務 管 理 関 係	就業規則（服務規定、給与規定等含む）	変更の都度更新
	時間外労働協定書（36協定）	毎年更新
	従業員名簿（運転者台帳）	・選任期間中保存 ・退職後3年
	履歴書	・雇用期間中保存 ・退職後3年
	雇用契約書	・雇用期間中保存 ・退職後3年
	出勤簿（又はタイムカード）	3年間
	社会保険関係（加入状況）	変更の都度更新
	運転者適性診断	選任期間中保存
	健康診断結果、記録簿	5年間
掲 示 関 係	会社組織図及び緊急連絡体制図	変更の都度更新
	運賃・料金の掲示（個人対象に限る）	変更の都度更新
	運送約款の掲示	変更の都度更新

関係法令のHPへのリンク先

- 1 貨物自動車運送事業法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H01/H01H0083.html>
- 2 貨物自動車運送事業法施行規則
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H02/H02F03901000021.html>
- 3 貨物自動車運送事業輸送安全規則
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H02/H02F03901000022.html>
- 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準
<http://www.mlit.go.jp/common/000167306.pdf>
- 5 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
http://www.rikusai.or.jp/public/koutuu/kaizen_kijun.pdf
- 6 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について
 - http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/jikan2/kokuji/kokuji5.html
改正平成 11 年 3 月 31 日基発第 168 号
 - <http://www.unkan-net.com/reference10.pdf> (基発 812 第 1 号 H27 年 8 月 12 日)
- 7 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
<http://wwwkt.mlit.go.jp/notice/pdf/201504/00006215.pdf>
- 8 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について
<http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/tutatu/280401anzenkisoku.pdf>
- 9 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_kamotsu.pdf
- 10 受委託点呼について
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000059.html
- 11 中継輸送について
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03relay/>
- 12 自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について (別表)
https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/syobun/kamotu/kamotu_hyou.pdf

北海道トラック協会HPの適正化関連資料等について



H30.4.1 現在

第 1 階 層	第 2 階 層	第 3 階 層
適正化事業実施機関 からのお知らせ	○事業者には有益でタイムリーなお知らせを掲載 (PDF等)	
トラック事業者ハンドブック	トラック事業者ハンドブック	全体、各章、付録ごとのPDFファイルを表示
帳票類関係	<ul style="list-style-type: none"> 事故記録簿 (EXCEL) 事故報告書(速報含む) (PDF) 運転者台帳 (WORD) 事業報告書・事業実績報告書 (EXCEL) 	
運行管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示) 拘束時間管理表(EXCEL) 点呼記録簿 (EXCEL) 	<ul style="list-style-type: none"> 早見表 (PDF) 改善基準のポイント (厚労省HPへ)(PDF)
	<ul style="list-style-type: none"> 乗務記録 運行指示書 (EXCEL) 	<ul style="list-style-type: none"> 乗務記録表 (日常点検記録簿あり) (EXCEL) 乗務記録 記載例 (PDF)
	<ul style="list-style-type: none"> 乗務員指導教育 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督の指針 (PDF) 指導教育年間計画表 (一般指導) (WORD) 乗務員指導教育記録簿 (一般指導) (WORD) 一般的な指導及び監督の実施マニュアル(国交省HP)(PDF) 初任運転者 指導記録票 (WORD) 高齢運転者 指導記録票 (WORD) 事故惹起運転者 特別指導記録票 (WORD)
	<ul style="list-style-type: none"> 適性診断の受診について (PDF) 運転者雇用時の確認事項 (PDF) 	
整備管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検記録簿 定期点検 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検表(1日用) (PDF) 日常点検表 (1ヶ月用) (EXCEL) 日常点検表(牽引・被牽引) (EXCEL) 定期点検計画表 (10台用)(WORD) 定期点検整備記録簿(3ヶ月専用) (EXCEL)
	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則 制定・変更届出 (WORD) 36協定 	<ul style="list-style-type: none"> 36協定届出書 (WORD) 36協定届出書記載例 (WORD) 36協定書 (WORD) 36協定書記載例 (WORD)
運輸安全マネジメント関係	<ul style="list-style-type: none"> 運輸安全マネジメント関係 	<ul style="list-style-type: none"> 運輸安全マネジメントについて (PDF) 運輸安全マネジメント掲示サンプル (EXCEL)
その他掲示物等	<ul style="list-style-type: none"> 運送約款 	<ul style="list-style-type: none"> 標準貨物自動車運送約款(H29.8.4改正) (PDF) 標準約款の一部改正に伴う事業者の行うべき手続き (PDF) 旧約款 貨物運送約款(H26.1.22) 標準引越運送約款(H15.3.3) (PDF) 標準置きゆう運送約款(H18) (PDF)
巡回指導関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 巡回指導後の改善報告書様式 事前記入表 (EXCEL) 自主点検表 (EXCEL) 総合評価の告知パンフレット (PDF) 	<ul style="list-style-type: none"> 改善指導報告書(様式2号) (WORD) 改善指導報告書(様式2号の2) (WORD)
	巡回指導結果の告知に関する 経過措置について	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価の告知について

《 お 願 い 》

このハンドブックは、逐次更新して事業者の皆様が使いやすいものにしていきたいと考えております。

付きましては、ハンドブックの内容等で、お気づきの点がございましたら、適正化事業実施本部までFAX送付をいただければ幸いです。

FAX用紙（ハンドブックに対する意見）

あて先 北海道トラック協会

適正化事業実施本部 行

FAX 011-520-6520

事業者名 _____

<ご意見等>

参考資料：公益社団法人 全日本トラック協会

トラック事業者ハンドブック

発行日 平成29年6月(初版)

改訂日 平成30年4月

編集・発行 北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 北海道トラック協会

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目

TEL 011-551-1357 011-206-7900